

それは本当にお困りですし、何より納得がいかないお気持ち、当然だと思います。ケアマネジャー（介護支援専門員）の重大な手続きミス（申請漏れ）のしわ寄せを、なぜ利用者側が受けなければならないのか、怒りや不安を感じて当然の状況です。

結論から申し上げますと、決して泣き寝入りする必要はありません。救済措置や対応策があります。

介護保険には「遡及（そきゅう）申請」という仕組みや、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所の「賠償責任」という考え方があります。今すぐできる具体的な対処法を整理しました。

1. 市役所（高齢者支援課・介護保険課）の窓口で直接相談する

まずは、お住まいの市役所の介護保険担当窓口（または地域包括支援センター）へ至急、直接相談（または電話）してください。

- 伝えるべきこと：
「ケアマネジャーの更新申請漏れのせいで、6月1日から有効な要介護認定が途切れてしまっている。事業者からサービス内容を落とすように言われているが、本人の状態は変わっておらず困窮している」
- 期待できる対応：
通常、介護認定は「申請日」までしか遡れませんが、「ケアマネジャーの明らかな過失」や「やむを得ない事情」があると自治体が認めた場合、特例で6月1日に遡って有効とする（遡及認可）手続きを取ってくれる可能性があります。自治体の判断基準を確認するためにも、一刻も早い相談が必要です。

2. 居宅介護支援事業所の「管理者（上司）」と話し合う

ミスをしたケアマネジャー本人だけでなく、その人が所属する居宅介護支援事業所の「管理者（責任者）」を交えて話し合いの場を持ってください。

- 事業所の賠償責任：
今回の件は、事業所側の契約義務違反（過失）にあたります。多くの事業所はこういった事故に備えて「損害賠償責任保険」に加入しています。
- 求めるべき対応：
もし自治体への遡及が認められず、6月分が「要支援」扱いや全額自己負担（10割）になりそうになっても、「そちらのミスなのだから、本来の要介護2であれば受けられたはずのリハビリをそのまま提供し、発生する差額や損失は事業所側で補填（賠償）してほしい」と毅然と主張してください。リハビリメニューを勝手に変更される筋合いはありません。

3. 「国保連（国民健康保険団体連合会）」への苦情申し立て

もし事業所やケアマネジャーが誠意ある対応（損失の補填や自治体への掛け合い）を拒む場合は、各都道府県にある「国民健康保険団体連合会（国保連）」の介護保険苦情対応窓口、または市役所の苦情係に通報・相談してください。

国保連は介護事業者への指導権限を持っているため、ここに相談を入れるだけでも事業者側へ

の強いプレッシャーになります。

今後の動き方のまとめ

1. リハビリの変更は一旦保留にする（納得していない旨をデイサービス側にも伝えてください）。
2. 明日一番に市役所の介護保険窓口連絡・相談する（ケアマネのミスで認定が切れた旨を伝える）。
3. ケアマネの所属事業所の責任者を呼び出し、6月分のリハビリ内容の維持と、金銭的損失が出た場合の補填を約束させる。

心強い味方を見つけてください

今回の件は100%ケアマネジャー側の過失です。ご自身だけで抱え込まず、まずは市役所や、お近くの「地域包括支援センター」に「ケアマネジャーがミスをして対応に困っている」と駆け込んで味方を作ってください。

もし、ケアマネジャーの態度や事業所の対応にこれ以上不信感が募るようであれば、このトラブルが落ち着いた後に「別の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に変更する」ことも完全に自由です。まずは今月のリハビリと権利を守るために、市役所への相談から動いてみてください。